

佐賀県訓令甲第12号

本 庁
現 地 機 関

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和5年12月22日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(佐賀県文書管理規程の一部改正)

第1条 佐賀県文書管理規程(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、政策統括監専決事項、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、SSP総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、産業DX・スタートアップ総括監専決事項、再生可能エネルギー総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「²丙」、課長専決事項及び室長専決事項については「丁」、政策企画監専決事項、さがデザイン企画監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、監査監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専決事項及び企画主幹専決事項については「²丁」、係長専決事項については「³丁」の表示をしなければならない。</p>	<p>(決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、政策統括監専決事項、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、SSP総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、産業DX・スタートアップ総括監専決事項、再生可能エネルギー総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「²丙」、課長専決事項及び室長専決事項については「丁」、政策企画監専決事項、さがデザイン企画監専決事項、<u>家畜防疫対策企画監専決事項</u>、国民保護・防災対策監専決事項、監査監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専決事項及び企画主幹専決事項については「²丁」、係長専決事項については「³丁」の表示をしなければならない。</p>

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第2条 佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(6)</u> 略</p> <p>6 略</p> <p>(部長等の代決者等)</p> <p>第11条 別表第2及び別表第3に定める部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、各部又は各局にあっては当該事務を担当する副部長、課長又は政策企画監若しくはさがデザイン企画監（以下「政策企画監等」という。）が、出納局にあっては当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 家畜防疫対策企画監</u></p> <p><u>(4)～(7)</u> 略</p> <p>6 略</p> <p>(部長等の代決者等)</p> <p>第11条 別表第2及び別表第3に定める部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、各部又は各局にあっては当該事務を担当する副部長、課長又は政策企画監、<u>さがデザイン企画監若しくは家畜防疫対策企画監</u>（以下「政策企画監等」という。）が、出納局にあっては当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この訓令は、令和5年12月25日から施行する。